

品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱

令和4年4月1日区長決定 要綱第136号

(目的)

第1条 この要綱は、認知症高齢者が家庭的な環境のなかで、専門知識および技術を持つ職員により日常生活における支援を受けながら生活することができる認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）を整備する事業者に対し、その経費の一部を補助することにより、グループホームの整備を促進し、認知症高齢者の認知症の進行の緩和および生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「グループホーム」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を実施する施設（本体施設と一体的に運営するサテライト型を含む。）をいう。
- (2) 「事業者」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア グループホームの運営事業者
 - イ グループホームの建物を整備する土地所有者等
 - ウ グループホームの建物を整備する建物所有者
- (3) 「運営事業者」とは、次に掲げる法人とする。
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人および一般財団法人（公益社団法人および公益財団法人を含む。）
 - オ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合および農業協同組合連合会ならびに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合および消費生活協同組合連合会
 - カ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
 - キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるグループホーム整備事業であって、かつ品川区の計画に合致するものとする。

- (1) 事業者創設型
運営事業者が新たに建物を新築または既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業
- (2) 事業者改修型

運営事業者が既存建築物を改修して行う整備事業

(3) オーナー創設型

土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸する目的で新たに建築物を新築または既存建築物を買い取り、改修して行う整備事業

(4) オーナー改修型

建物所有者が運営事業者に建物を賃貸する目的で既存建築物を改修して行う整備事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する補助対象事業を行う者であって、東京都が定める認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱および認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱（以下「都要綱」という。）に基づく補助金（以下「都補助金」という。）の交付決定を受けている事業者とする。

(グループホームの運営)

第5条 グループホームの運営について、第3条第1号または第2号に掲げる補助対象事業を行う事業者は、次に掲げる要件を充足するものとし、同条第3号または第4号に掲げる補助対象事業を行う事業者は、次に掲げる要件を運営事業者に充足させるものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、品川区介護保険制度に関する条例（平成12年品川区条例第19号）、品川区介護保険制度に関する条例施行規則（平成12年品川区規則第46号）、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第15号）、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第16号）等の法令に適合すること。
- (2) 認知症高齢者の処遇経験のある社会福祉法人、医療法人等の連携および支援が得られること。
- (3) グループホームを継続させて事業を行うこと。そのため、原則として建物の所有権または賃借権を有すること。
- (4) 認知症高齢者の処遇およびグループホームに係る事業を理解と熱意を持って行うこと。
- (5) 介護保険法第42条の2第1項本文に定める地域密着型サービス事業者指定され、または指定される見込みがあること。
- (6) 定員は、1ユニットでは6名以上、2ユニットでは計15名以上、3ユニットでは計25名以上とし、夜勤職員を1ユニット当たり原則1名以上配置すること。

(補助対象経費)

第6条 この補助金の補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費について、国または東京都から補助を受けた場合は、その補助金額に相当する額を控除して得た額を補助金の交付の対象となる経費とする。

(補助金交付額)

第7条 第3条に規定する事業に係る補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入を控除して得た額と別表に定める補助額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、区長に提出するものとする。
2 前項に規定するもののほか、区長は、事業者に補助対象経費の算出根拠を示す書類の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、それぞれ当該申請を行った者に対し通知するものとする。

(補助条件)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)への補助金の交付に当たっては、第5条各号に掲げる要件および、別記1の補助条件を付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに掲げる者に対しては、当該各号に定める条件を付するものとする。

- (1) 第2条第3号ウからオまでに掲げるいずれかの法人 別記2の補助条件
- (2) 第2条第3号カまたはキに掲げる法人 別記3の補助条件
- (3) 第2条第2号イの土地所有者等 別記4の補助条件
- (4) 第2条第2号ウの建物所有者 別記5の補助条件

(補助金の交付)

第11条 補助金は、別記1第7項第1号による請求に基づいて交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、出来高に応じて行うものとする。この場合において、補助金の交付の対象となる事業が2か年以上の継続事業の場合は、第7条に基づき算出した額について、原則として各年度の出来高に応じて、年度毎に支払うものとする。

2か年以上の継続事業の場合は、着工年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。

(規則の適用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付、返還等に関し必要な事項については、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)を適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別記 1

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) 前号の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部または一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

2 承認事項

補助事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号または第2号に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、または廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助対象事業の遂行命令

- (1) 前項および次項による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助対象事業を遂行すべきことを命じることができる。
- (2) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、区長は、補助対象事業の一時停止を命じることができる。

5 実績報告

補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときまたは補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに速やかに、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等によって、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区認

知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付額確定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

7 補助金の請求および支払

- (1) 補助事業者は、前項の補助金交付額確定の通知があったときは、速やかに品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金交付請求書（第6号様式）により区長に請求しなければならない。
- (2) 区長は、前号の請求を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは遅滞なく補助金を支払うものとする。

8 是正のための措置

- (1) 区長は、第6項の調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助対象事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることができる。
- (2) 第5項の実績報告は、前号の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 区長は、補助事業者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) 前号の規定にかかわらず、区長は補助金の交付決定後、都要綱に基づく補助がなされない等の事情の変更により特に必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取消し、または当該交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業の成果が認められる部分に係る交付決定については、この限りではない。
- (3) 前2号の規定は第6項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 区長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- (2) 第6項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。
- (3) 区長は、前項によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、または返還の命令の全部もしくは一部を取り消すことができる。

11 違約金

- (1) 補助事業者は、第9項により補助金の交付の決定の全額または一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 区長は、前号の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約金の全部または一部を免除することができる。

1 2 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金または違約金の全部もしくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務または事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

1 3 財産処分の制限

補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに取得価格または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供し、取壊し、または売却してはならない。

1 4 財産処分による収入の取扱い

補助事業者が、区長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部または一部を納付させることができる。

1 5 財産管理

補助事業者は、補助対象事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその運用を図らなければならない。

1 6 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助対象事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを当該事業完了の日（補助対象事業の中止または廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日。以下同じ。）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

1 7 帳簿の整理

補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

1 8 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助対象事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入控除税額」という。）

が確定した場合は、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、区長に報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を品川区に納付させるものとする。

19 根抵当権設定の禁止

補助事業者は、補助を受けようとするグループホームの土地および建物について、根抵当権を設定しないこと。

20 利用料金等の変更

運営事業者がグループホーム利用者から徴収する利用料金（家賃、食材費、光熱水費、共益費等）について、補助対象事業完了後に増額を行う場合、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業により整備したグループホームの利用料金の変更に係る承認申請書（第8号様式）によりあらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

21 契約手続き

補助事業者が補助対象事業を行うために締結する契約については、品川区の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

22 建物賃借権登記

オーナー創設型により整備を行う場合は、運営事業者が建物賃借権登記をすること。

23 防火設備整備の条件

消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）により設置が義務化されている防火設備を整備すること。

24 協定の締結

補助事業者は、グループホームの整備および運営に関して、品川区と協定を締結すること。

別記2

特定非営利活動法人等に対する補助条件

品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第3号ウからオまでに掲げるいずれかの法人に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条により認定を受けた一般社団法人および一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理が行われること、または外部監査を受けることもしくは青色申告法人と同等の記帳および帳簿書類の保存が行われること。

3 事業の公益性等に係る条件

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人については、同法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80%以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款または寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50%以上であること。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）により設立された農業協同組合および農業協同組合連合会ならびに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）により設立された消費生活協同組合および消費生活協同組合連合会については、グループホームの運営に関する部分について区分経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

(2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者またはこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。

(3) 宗教活動、政治活動または選挙活動を行わないこと。

(4) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

(1) 品川区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

(2) 施設の運営等に関し、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第15号）第128条および品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第16号）第86条に定める調査への協力等に係る義務を遵守すると

もに、品川区が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

5 書類の提出

- (1) 定款、役員履歴および収支予算書等の法人運営関係書類を提出すること。
- (2) 1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を提出すること。
なお、事業実績が1年以下または新設法人の場合には、当該法人の資産の状況等を総合的に判断するために必要な資料を提出すること。

6 品川区の指導等

品川区が介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の7および第115条の17に基づき行う文書の提出依頼等および補助対象事業の予算および事業運営に関する指導・助言等に対し、誠実に対応すること。

別記3

民間企業に対する補助条件

品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第3号カまたはキに掲げる法人に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営が行われること。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理が行われること。
- (2) グループホーム事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 宗教活動、政治活動または選挙活動を行わないこと。
- (2) 利用料の設定根拠を明確にすること。

4 その他の条件

- (1) 品川区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
- (2) 施設の運営等に関し、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第15号）第128条および品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年品川区条例第16号）第86条に定める調査への協力等に係る義務を遵守するとともに、品川区が必要に応じて行う立入り調査についても協力すること。

5 書類の提出

- (1) 定款、役員履歴および収支予算書等の法人運営関係書類を提出すること。
- (2) 1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を提出すること。
なお、事業実績が1年以下または新設法人の場合には、資産の状況等を総合的に判断するために必要な資料を提出すること。

6 品川区の指導等

品川区が介護保険法（平成9年法律第123号）第23条、第78条の7および第115条の17に基づいて行う文書の提出依頼等および補助対象事業の予算および事業運営に関する指導・助言等に対し、誠実に対応すること。

別記4

土地所有者等に対する補助条件

品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第2号イの土地所有者等に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する運営事業者が確定しており、当該運営事業者と土地所有者等が十分協議の上、建物の設計内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 運営事業者が、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第3号ウからオまでに掲げるいずれかの法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第3号カまたはキに掲げる法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 品川区の指導等

土地所有者等は、品川区が行う指導・助言等に対し、誠実に対応すること。

別記5

建物所有者に対する補助条件

品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第2号ウの建物所有者に対してグループホームの整備費を補助するに当たり、以下の条件を付す。

1 運営事業者との事前協議

施設整備後に建物賃貸借する運営事業者が確定しており、当該運営事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容や事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 運営事業者に係る条件

- (1) 運営事業者が、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第3号ウからオまでに掲げるいずれかの法人の場合には、別記2の補助条件を満たすこと。
- (2) 運営事業者が、品川区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱第2条第3号カまたはキに掲げる法人の場合には、別記3の補助条件を満たすこと。

3 品川区の指導等

建物所有者は、品川区が行う指導・助言等に対し、誠実に対応すること。

別表（第6条、第7条関係）

1 区分	2 補助上限額 (1ユニットあたり)	3 対象経費
(1) 事業者創設型	7,500 千円	<p>運営事業者がグループホームの整備に要する経費</p> <p>(1) 施設整備費（整備に必要な工事費または工事請負費）</p> <p>ア 新たに建物を創設する経費</p> <p>イ 既存建築物を買い取り、改修する経費</p> <p>(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は施設整備費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>
(2) 事業者改修型	7,500 千円	<p>運営事業者がグループホームの整備に要する経費</p> <p>(1) 施設整備費（整備に必要な工事費または工事請負費）</p> <p>ア 所有する建物の改修経費</p> <p>イ 借り上げる建物の改修経費</p> <p>(2) 設備整備費</p> <p>(3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は施設整備費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>
(3) オーナー創設型	7,500 千円	<p>土地所有者等がグループホームの整備に要する経費</p> <p>(1) 施設整備費（整備に必要な工事費または工事請負費）</p> <p>ア 新たに建物を創設する経費</p> <p>イ 既存建築物を買い取り、改修する経費</p> <p>(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は施設整備費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>
(4) オーナー改修型	7,500 千円	<p>建物所有者がグループホームの整備に要する経費</p> <p>(1) 施設整備費（整備に必要な工事費または工事請負費）</p>

		<p>ア 所有する建物の改修経費</p> <p>(2) 設備整備費</p> <p>(3) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は施設整備費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- 1 グループホームは1施設3ユニットまでとする。
- 2 本事業は原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記補助上限額は計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度ごとに支払うものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
2か年以上の継続事業の場合は、着工年度の補助要綱に定める算定方法を適用する。
- 3 オーナー創設型およびオーナー改修型については、土地・建物所有者等に直接補助する場合のほか、運営事業者を経由して土地・建物所有者等に補助する場合も可とするが、その場合の補助金交付額は、第7条で算出した額と、運営事業者が土地・建物所有者等に対して支出した額とを比較していずれか少ない額とする。
- 4 施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としないものとする。
 - (1) 土地の買収または整地に要する費用
 - (2) 門、囲障、構内の雨水排水設備および構内通路等の外構整備に要する費用
 - (3) 東京都の補助内示前に入札・契約・工事着手したもの
 - (4) その他施設整備費として適当と認められない費用
- 5 既存建築物の買取り、改修については、建物を新築することより、効率的であると認められる場合に限る。